福祉系高校修学資金

貸付事業の手引き

※実施要綱や手引き、様式等は下記ホームページからダウンロードできます。

【問合せ先】

社会福祉法人宮城県社会福祉協議会

福祉人材課　人材確保・支援係

〒980-0014

仙台市青葉区本町三丁目7-4

宮城県社会福祉会館1階

TEL:022-399-8844 / FAX:022-261-9555

ホームページ：http://www.miyagi-sfk.net

目　　　　　次

Ⅰ　福祉系高校修学資金貸付事業について…………………………………………… 4

Ⅱ　貸付申請から資金交付までの流れ………………………………………………… ８

Ⅲ　在学中の手続き……………………………………………………………………… ９

Ⅳ　卒業後の手続き………………………………………………………………………1０

Ⅴ　手続きに必要な提出書類一覧………………………………………………………13

別表「福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業の返還免除対象業務」…………1５

令和5年　６月　１日　改訂

**Ⅰ　福祉系高校修学資金貸付事業について**

**１　目的**

■この資金は、福祉系高校に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対し修学資金を貸し付けることにより、修学をしやすくし、若者の介護分野への参入促進、地域の介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とします。

２　**実施主体**

■社会福祉法人宮城県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が行います。

**３　貸付対象者**

■次の要件をすべて満たしている方が対象です。

　①福祉系高校に、在籍している方。

　②福祉系高校を卒業した日から１年以内に、介護福祉士の登録を行い、宮城県内において、介護や福祉の仕事に３年以上引続き従事する意思のある方。（大学等へ進学した場合は猶予あり）

■なお、他の都道府県による福祉系高校修学資金を利用している方は併用できません。

また、同様の使途（入学金を除く入学に必要な費用、実習費、受験対策にかかる費

用、就職の準備に必要な費用）が重複する公的な貸付事業を利用している場合も併

用できないことがあります。

**４　申請**

■〆切等、学校の指示に従い、申請書類を提出してください。

（学校を通しての申請となります）

**５　貸付期間**

■福祉系高校に在学する、正規の修学期間を限度とします。

**６　貸付内容**

■下記の金額を上限とします。ただし、授業料や入学金に充てることはできません。

（１）修学準備金（入学年度に限る）　　　　　　　　　３０，０００円

　　・介護実習の際に必要な実習着等、修学に必要な準備経費

（２）介護実習費　　　　　　　　　　　　一年度当たり３０，０００円

　　・介護実習を行う際に必要な交通費、保険料、教材費等

（３）国家試験受験対策費用　　　　　　　一年度当たり４０，０００円

　　・福祉系高校以外での介護福祉士国家試験受験対策講座の受講費、参考図書等の購入費用等

（４）就職準備金（卒業年度に限る）　　　　　　　　２００，０００円

　　・福祉系高校を卒業後、就職する際に必要な経費

**７　貸付利子**

■無利子です。ただし、返還期間を過ぎた場合は、年３％の延滞利子を徴収します。

**８　連帯保証人**

■借受人が未成年の場合、連帯保証人は法定代理人（親権者又は後見人）とします。

■また、連帯保証人は、借受人が貸付金の返還を行わない場合は、すべての返還義務

を負担していただきます。法定代理人が無収入や生活保護受給者など保証能力が

ない場合は、保証能力のある別の個人を合わせて連帯保証人としてください。

■連帯保証人には、次の要件を満たしている方とします。

　①日本国内に居住する成年の方

　②日本国籍を有する方又は永住者の在留資格を有する方若しくは特別永住者等の

　　方

　③独立の生計を営み、貸付金の返還ができる資力のある方

　　※申請時に、連帯保証人の収入のわかる書類（所得・課税証明書）を添付していただきます。なお、給与所得以外の所得の方は、確定申告書の写し等を御提出ください。

**９　貸付の交付**

■交付は年１回です。※申請は１回限り

■入学準備金は、入学年度の送金時に介護実習費、国家試験受験対策費用と合わせ

て交付します。

■就職準備金は、卒業年度の送金時に介護実習費、国家試験受験対策費用と合わせ

て交付します。

　　ただし、借受人が休学し、又は停学の処分を受け、年度の全期間に及ぶ場合は当

該年度の修学資金の貸付けは行いません。

**１０　貸付の辞退・停止・再開**

■貸付決定後に辞退を希望する場合は、学校長の承認を受けて「貸付停止・再開・辞

退届」（様式９号）を県社協へ提出してください。

■休学や停学、退学、復学、転学等の場合も同様です。届け出の状況に応じて、貸付を中止や停止、再開をしますので、忘れずに届出をしてください。

■なお、借受人が休学し、又は停学の処分を受け、年度の全期間に及ぶ場合は当該年度の貸付は行いません。

**１１　貸付の解除及び休止**

■借受人が次のいずれかに該当する場合は、県社協会長が、その日の翌月以降の貸付

契約を解除します。

　①退学したとき

　②心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき

　③学業成績が著しく不良になったと認められるとき

　④死亡したとき

　⑤虚偽やその他不正の方法により貸付を受けたことが明らかになったとき

　⑥その他貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

**１２　返還免除**

■次のいずれかに該当する場合は、貸付金の返還の債務が免除となります。

　①福祉系高校を卒業した日から１年以内に介護福祉士の登録を行い、県内の施設

において介護職員等の業務に就き、引き続き３年間従事したとき　　…全額免除

※介護福祉士の登録日と、介護職員等の業務に従事した日の遅い日の属する月から３年とします。

※在職期間が通算1，095日以上で、かつ、業務に従事した期間が540日以上あることが条件です。

【介護職員等の業務】

　　以下の種別のサービスを実施する施設又は事業所で、介護職員その他主たる業

務が介護である方をいいます。相談業務や施設長業務、障害福祉サービスの事業所

は対象となりません。

・（介護予防）訪問介護　　　　　　　　　・（介護予防）訪問入浴介護

・（介護予防）通所介護　　　　　　　　　・（介護予防）通所リハビリテーション

・（介護予防）短期入所生活介護　　　　　・（介護予防）短期入所療養介護

・（介護予防）特定施設入居者生活介護　　・定期巡回・随時対応型訪問介護看護

・夜間対応型訪問介護　　　　　　　　　 ・（介護予防）認知症対応型通所介護

・（介護予防）小規模多機能型居宅介護　　・（介護予防）認知症対応型共同生活介護

・地域密着型通所介護　　　　　　　　　 ・地域密着型特定施設入居者生活介護

・地域密着型介護老人福祉施設　　　　　 ・複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）

・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）・介護老人保健施設

・介護療養型医療施設　　　　　　　　　 ・第一号訪問事業

・第一号通所事業

　②借受人が、返還免除対象期間中に、業務の事由により死亡し、又は業務に起因す

る心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき　 　…全額免除

　③借受人が、業務の事由以外の死亡又は障害、長期間所在不明等により返還できな

くなった場合で、連帯保証人等へ請求しても返還が困難であるとき

…全額又は一部免除

 　④貸付を受けた期間以上、県内で介護職員等の業務に従事したとき

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 …全額又は一部免除

**１３　貸付金の返還**

■次のいずれかに該当するときは、貸付金を返還しなければなりません。

（１）返還となる事由

　①貸付契約が解除されたとき

　②福祉系高校を卒業した日から１年以内に介護福祉士として登録しなかったとき

　③福祉系高校を卒業した日から１年以内に介護福祉士の登録は行ったが、県内の

施設で介護職員等の業務に従事しなかったとき（※実施要綱第14に規定する業

務に従事した場合は除く）

 　④県内の施設で介護職員等の業務に従事する意思がなくなったとき

 　⑤業務外の事由により死亡又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき

（２）返還方法

　　月賦もしくは半年賦の均等払い方式、又は一括払い

（３）返還期限

　　上記（１）の事由が生じた翌日から４年以内で県社協会長が定めた日

　　なお、返還となった借受人には、返還届兼返還計画書（様式１４号）を提出してもらいます。

**１４　返還の猶予**

■次のいずれかに該当するときは、返還を猶予することができます。

　①借受人が、修学資金の貸付契約を解除された後も引き続き、当該福祉系高校に在学しているとき

　②借受人が、福祉系高校を卒業後、さらに大学、専門学校等に進学しているとき

　③福祉系高校を卒業した日から１年以内に県内の施設において介護職員等の業務に従事しているとき

　④災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき

**１５　福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業への移行**

■福祉系高校を卒業した日から１年以内に介護福祉士の登録を行い、介護職員以外の業務（相談業務や障害福祉分野等）に従事した場合は、福祉系高校修学資金返還充当資金を貸付け、福祉系高校修学資金の返還に充てることにより、「福祉系高校修学資金貸付事業」から「福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業」へ支援が移行されます。ただし、実際に借受人へ、新たに貸付を行ったり、返還を求めたりするものではなく、県社協の事務処理で行うものです。

■「福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業」対象業務への就職・転職となった場合は、速やかに「業務従事届」（様式２４号）又は「業務従事先変更届」（様式２５号）を提出してください。

■返還や免除等の運用は、「福祉系高校修学資金貸付事業」を準用します。

【福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業の対象となる業務】

　別表「福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業の返還免除対象業務」のうち、

「福祉系高校修学資金」の返済免除対象業務を除いたものになります。

　※具体的には、次の業務となります。

　　①介護分野の施設における相談業務や施設長の業務

　　②介護分野以外の福祉分野（障害福祉分野、児童福祉分野等）の施設における介護業務（直接支援）や相談業務、施設長の業務

**Ⅱ　貸付申請から資金交付までの流れ**

＜申請者提出書類＞

1 福祉系高校修学資金借入申請書（様式第１号）

2 福祉系高校の長の推薦書（様式第２号）

3 福祉系高校修学資金貸付事業における個人情報の取扱について（様式第３号）

4 申請者及び連帯保証人の世帯全員の記載がある住民票（本籍・続柄のあるもの）

5 連帯保証人の所得・課税証明書

①貸付申請

【申請者⇒学校⇒県社協】

②審査・貸付決定

【県社協⇒学校⇒申請者】

○県社協から申請者へ、貸付の可否を通知します。

※貸付決定の場合

③契約

【申請者⇒学校⇒県社協】

＜借受者提出書類＞

1 福祉系高校修学資金借用証書兼誓約書（様式第７号）

2 銀行口座振込依頼書（様式第８号）

3 振込口座通帳の表紙及び表紙裏の写し

4 借受者、連帯保証人の印鑑証明書（未成年者を除く）

④資金の交付

【県社協⇒申請者】

○県社協から借受者本人名義口座へ送金します。

　※年１回の分割交付

**Ⅲ-１　在学中の手続き**

＜借受者提出書類＞

1 貸付停止・再開・辞退届（様式第９号）

①休学、停学、留年、復学、するとき

【借受者⇒学校⇒県社協】

○年度を通じて休学等になったときは貸付を休止します。

○復学したときは貸付が再開されます。

②届出の受理

【県社協】

**Ⅲ-２　在学中の手続き**

＜借受者提出書類＞

1 貸付停止・再開・辞退届（様式第９号）

2 福祉系高校修学資金返還届兼返還計画書（様式第14号）

①退学を含めて貸付を辞退するとき

【借受者⇒学校⇒県社協】

○県社協から借受者へ返還開始通知書を送付します。

○借受者には、返還計画に従って返還していただきます。返還が滞った場合は、連帯保証人に債務の全額を請求します。

○返還が完了した際は、県社協から借受人へ、借用証書及び印鑑登録証明書を返却します。

※返還の流れはⅣ-２と同様。

②届出の受理

【県社協】

**Ⅳ-１　卒業後の手続き（返還猶予・返還免除の場合）**

■福祉系高校を卒業した日から１年以内に介護福祉士の登録を行い、県内において介護職員等の業務に従事した場合には、返還の猶予ができます。さらに、３年間引き続き従事した場合には、貸付した修学資金の返還を免除することができます。

①卒業し、県内の施設で介護職員等として就業

【借受者】

＜借受者提出書類＞

1 福祉系高校修学資金貸付金返還猶予申請書（様式第18号）

2 卒業届（様式第19号）（学校を通して提出）

3 資格取得届（様式第20号）

※取得できなかったときは国家試験再受験申請書（様式第10号）

4 業務従事届（様式第24号）

5 介護福祉士登録証の写し

6 採用辞令等の写し

②返還猶予申請

【借受者⇒（学校⇒）県社協】

③返還猶予適用

**※県外の施設や指定業務以外に勤務した場合は返還手続きが必要ですので県社協まで御連絡ください。**

※届出事項が変更した場合は異動届（様式第21号）、就業先を変更した場合は、業務従事先変更届（様式第25号）を１ヶ月以内に提出してください。

※その他、病気や産休育休等で離職した場合は、県社協まで御連絡ください。

④業務に従事

【借受者⇒県社協】

＜借受者提出書類＞※毎年４月末日まで提出

1 就業状況報告書（様式第22号）

**翌年以降**

＜借受者提出書類＞※全額又は一部返還になります。

1 業務廃止届（様式第26号）

2 福祉系高校修学資金返還届兼返還計画書（様式第14号）

3 介護等業務従事期間証明書（様式第27号）

**途中退職**

⑤返還免除申請

**※３年従事したとき**

【借受者⇒県社協】

＜借受者提出書類＞

1 福祉系高校修学資金返還免除申請書（様式第11号）

2 介護等業務従事期間証明書（様式第27号）

○県社協から借受者へ、免除決定通知書を送付します。

○借用証書及び印鑑登録証明書を返却します。

※免除決定の場合

⑥返還免除決定

【県社協⇒借受者】

**Ⅳ-２　卒業後の手続き（返還の場合）**

■福祉系高校を卒業した日から１年以内に、県内において介護職員等の業務や福祉分野の業務に従事しない場合には返還となります。

①卒業したが、返還対象業務には従事しない

【借受者】

**※進学する場合等は、返還猶予となることがあるため県社協まで御連絡ください。**

＜借受者提出書類＞

1 福祉系高校修学資金返還届兼返還計画書（様式第14号）

2 卒業届（様式第19号）

②返還計画の提出

【借受者⇒県社協】

○県社協から借受者へ、返還開始通知書を送付します。

③返還開始通知

【県社協⇒借受者】

＜返還方法＞

・月賦もしくは半年賦の均等払い方式、又は一括払いとし、返還期限は４年以内となります。

・返還期限を過ぎた場合は、年３％の延滞利子が発生します。

・４年以内の返還であれば、返還計画変更申請書（様式第15号）の提出で計画を変更することができます。

・返還が滞った場合は、連帯保証人に債務の全額を請求します。

④返還

【借受者⇒県社協】

○県社協から借受者へ、返還完了通知書を送付します。

○借用証書及び印鑑登録証明書を返却します。

⑤変換完了

【県社協⇒借受者】

**Ⅴ　手続きに必要な提出書類一覧**

* 1. **借入申込時**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事　　　　　　　項 | 提出書類（※印は添付書類） | 提出先 |
| 借入の申請をするとき | 福祉系高校修学資金借入申請書　　　(様式第１号) | 借入申込者↓学校↓県社協 |
| 福祉系高校の長の推薦書　　　　　　(様式第２号) |
| 個人情報の取扱について　　　　　　(様式第３号) |
| 申請者及び連帯保証人の世帯全員の記載のある住民票 (※記載事項に省略のないもの、マイナンバーは不要) |
| 連帯保証人の所得・課税証明書　　　 |
| 貸付決定を受けたとき | 福祉系高校修学資金借用証書兼誓約書　(様式第７号) | 借入申込者↓学校↓県社協 |
| 銀行口座振込依頼書　　　　　　　　(様式第８号) |
| 振込口座通帳の表紙及び表紙裏の写し※振込口座通帳表紙及び表紙裏のコピー。または、口座番号連絡書。（金融機関名・支店名・支店番号・口座番号・口座名義人記載・ヨミガナが判明できるもの） |
| 借受者、連帯保証人の印鑑証明書（未成年者を除く） |

* 1. **修学時**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事　　　　　　　項 | 提出書類（※印は添付書類） | 提出先 |
| 借入者及び連帯保証人の住所、氏名等変更したとき | 異動届　　　　　　　　　　　　(様式第21号)※住所を変更した場合には、記載事項に本籍、続柄の記載された住民票（マイナンバーは不要）※氏名が変更となった場合には、戸籍謄本(１ヶ月以内に提出) | 借受者→県社協 |
| 休学・停学・留年等が発生したとき | 貸付停止・再開・辞退届　　　　　(様式第９号)※貸付を停止 | 借受者（学校）→県社協 |
| 退学したとき貸付を辞退するとき貸付を解除するとき | 貸付停止・再開・辞退届　　　　　(様式第９号) | 借受者（学校）→県社協 |
| 大学等へ進学したとき | 在学証明書等事由を証明できる書類 | 借受者→県社協 |

**３　卒業後**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事　　　項 | 提出書類（※印は添付書類） | 提出先 |
| 卒業したとき | 卒業届　　　　　　　　　(様式第19号) | 学校→借受者→学校→県社協 |
| 資格取得をしたとき | 資格取得届　　　　　　　(様式第20号)※資格登録証の写し | 借受者→県社協 |
| 介護等の業務に従事したとき | 業務従事届　　　　　　　(様式第24号)※勤務先が作成した雇用契約書等の写し | 借受者→県社協 |
| 返還猶予の申請を行うとき（卒業後1年以内の就職活動中も含む） | 福祉系高校修学資金貸付金返還猶予申請書　　　　　　　　　　　(様式第18号)※在学証明書、り災証明書、医師の診断書等、事由を証明できる書類 | 借受者→県社協 |
| 継続して業務に従事しているとき（毎年4月1日現在） | 就業状況報告書　　　　　(様式第22号)(免除になるまでの毎年４月末日までに提出) | 借受者（勤務先）→県社協 |
| 住所・氏名等に変更が生じたとき(借受者・連帯保証人) | 異動届　　　　　　　　　(様式第21号)※住所を変更した場合には、記載事項に本籍、続柄の記載された住民票（マイナンバーは不要）※氏名が変更となった場合には、戸籍謄本(１ヶ月以内に提出) | 借受者→県社協 |
| 国家試験に合格できなかったが、次年度受験する意思があるとき | 国家試験再受験申請書　　（様式第10号） | 借受者→県社協 |
| 同一法人・会社内で人事異動があり、これまでの業務先ならびに職種に変更があったとき | 業務従事先変更届　　　　(様式第25号)※異動後の業務先ならびに職種に従事することが証明できる書類(１ヶ月以内に提出) | 借受者→県社協 |
| 連帯保証人を変更するとき | 連帯保証人変更願　　　　(様式第23号) | 借受者（連帯保証人）→県社協 |
| 退職後、引続き制度上該当する他施設、または返還充当資金貸付の返還対象施設で業務に従事している場合 | 業務従事先変更届　　　　(様式第25号)※新たな勤務先が作成した雇用契約書等写し及び介護等業務従事期間証明書（様式第27号） | 借受者→県社協 |
| 事　　　項 | 提出書類（※印は添付書類） | 提出先 |
| 退職後、制度上該当する施設、または返還充当資金貸付の返還対象施設で就労を希望しているが、引続き就労ができない場合 | 業務廃止届　　　　　　　(様式第2６号) | 借受者→県社協 |
| 介護等業務従事期間証明書（様式第27号） | 借受者（勤務先）→県社協 |
| 福祉系高校修学資金返還届兼返還計画書(様式第14号) | 借受者→県社協 |
| 退職後、制度上該当する施設で就労の意思がない場合 | 業務廃止届　　　　　　　(様式第2６号) | 借受者→県社協 |
| 介護等業務従事期間証明書 (様式第27号) | 借受者（勤務先）→県社協 |
| 福祉系高校修学資金返還届兼返還計画書(様式第14号) | 借受者→県社協 |
| 貸付金の返還免除を申請するとき | 福祉系高校修学資金返還免除申請書　(様式第11号) | 借受者→県社協 |
| 介護等業務従事期間証明書 (様式第27号) | 借受者（勤務先）→県社協 |

別表　　　福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業の返還免除対象業務

１、宮城県内で以下の施設、職種で業務に従事

（１）昭和６３年２月１２日社庶第２９号社会局長・児童家庭局長連盟通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添１に定める職種の業務

 例：知的障害児施設の児童指導員、老人デイサービスセンターの生活相談員、市町村社会福祉協議会の福祉活動専門員等

（２）昭和６３年２月１２日社庶第２９号社会局長・児童家庭局長連盟通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添２に定める職種の業務から、介護職員等の業務を除いた範囲。

例：身体障害者更生施設の介護職員、知的障害者更生施設の支援員　等

（３）昭和６３年２月１２日社庶第２９号社会局長・児童家庭局長連盟通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」に定める当該施設の長の業務

２、全国の区域で以下の施設において業務に従事

1. 国立障害者リハビリテーションセンター
2. 国立児童自立支援施設等
	* 国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第2項の委託を受けた施設、医療型障害児入所施設「整肢療護園」、「むらさき愛育園」及び独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設を含む。

※上記返還充当貸付の返還対象業務に就かれた場合、業務従事届（様式第24号）または業務従事先変更届（様式第25号）の提出をもって貸付金の付け替えを行います。

別添１　　　　　　　　指定施設における業務の範囲等

※この表は便宜上一覧表にしたもので詳細は通知を確認して下さい。

１　福祉に関する相談援助業務の範囲

| 区分 | 施設種別等 | 職種又は業務 |
| --- | --- | --- |
| 1-(1) | 保健所 | 精神障害者に関する相談援助業務を行っている精神保健福祉相談員 |
| 精神保健福祉士 |
| 精神科ソーシャルワーカー |
| 1-（2） | 児童相談所 | 児童福祉司 |
| 受付相談員 |
| 相談員 |
| 電話相談員 |
| 児童心理司 |
| 児童指導員 |
| 保育士 |
| 1-（3） | 母子生活支援施設 | 母子支援員、  |
| 少年を指導する職員 |
| 個別対応職員 |
| 1-（4） | 児童養護施設 | 児童指導員 |
| 保育士 |
| 個別対応職員 |
| 家庭支援専門相談員 |
| 職業指導員 |
| 里親支援専門相談員 |
| 1-（5） | 障害児入所施設児童発達支援センター | 児童指導員 |
| 保育士 |
| 児童発達支援管理責任者 |
| 心理指導担当職員 |
| 1-（6） | 児童心理治療施設 | 児童指導員 |
| 保育士 |
| 個別対応職員 |
| 家庭支援専門相談員 |
| 1-（7） | 児童自立支援施設 | 児童自立支援専門員 |
| 児童生活支援員 |
| 個別対応職員 |
| 家庭支援専門相談員 |
| 職業指導員 |
| 1-（8） | 児童家庭支援センター | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第88条の3第1項に規定する職員 |
| 1-（9） | 障害児通所支援事業の施設(児童発達支援センターを除く) | 児童指導員 |
| 保育士 |
| 障害福祉サービス経験者 |
| 児童発達支援管理責任者 |
| 機能訓練担当職員（心理指導担当職員に限る） |
| 訪問支援員（保育士、児童指導員、心理指導担当職員に限る） |
| 指定通所基準に規定する指導員 |
| 1-（10） | 障害児相談支援事業の施設 | 相談支援専門員 |

| 区分 | 施設種別等 | 職種又は業務 |
| --- | --- | --- |
| 1-（11） | 病院及び診療所 | 退院後生活環境相談員 |
| 次のアからエまでの相談援助業務を行っている職員ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助ウ 患者の社会復帰に係る相談援助エ 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動 |
| 1-（12） | 身体障害者更生相談所 | 身体障害者福祉司 |
| 心理判定員 |
| 職能判定員 |
| ケース・ワーカー |
| 1-（13） | 身体障害者福祉センター | 身体障害者に関する相談に応ずる職員 |
| 1-（14） | 精神保健福祉センター | 精神障害者に関する相談援助業務を行っている精神保健福祉相談員 |
| 精神保健福祉士 |
| 精神科ソーシャルワーカー |
| 1-（15） | 救護施設及び更生施設 | 生活指導員 |
| 1-（16） | 福祉に関する事務所(福祉事務所) | 指導監督を行う所員(査察指導員) |
| 身体障害者福祉司 |
| 知的障害者福祉司 |
| 社会福祉主事(老人福祉指導主事) |
| 現業を行う所員(現業員) |
| 家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事(家庭児童福祉主事) |
| 家庭児童福祉に関する相談指導業務に従事する職員(家庭相談員) |
| 面接相談員 |
| 婦人相談員 |
| 母子・父子自立支援員 |
| 就労支援事業に従事する就労支援員 |
| 被保護者就労支援事業に従事する就労支援員 |
| 1-（17） | 婦人相談所 | 相談指導員 |
| 判定員 |
| 婦人相談員 |
| 1-（18） | 婦人保護施設 | 入所者を指導する職員 |
| 1-（19） | 知的障害者更生相談所 | 知的障害者福祉司 |
| 心理判定員 |
| 職能判定員 |
| ケース・ワーカー |
| 1-（20） | 養護老人ホーム | 生活相談員 |
| 特別養護老人ホーム | 生活相談員 |
| 軽費老人ホーム | 主任生活相談員、生活相談員、利用者の生活、身上に関する相談、助言を行う職員及び日常生活の世話を行う職員 |
| 老人福祉センター | 相談・指導を行う職員 |
| 老人短期入所施設 | 生活相談員 |
| 老人デイサービスセンター | 生活相談員 |
| 指定介護予防サービス事業 | 生活相談員 |
| 指定密着型介護予防サービス事業 | 生活相談員 |
| 老人介護支援センター | 相談援助業務を行っている職員 |

| 区分 | 施設種別等 | 職種又は業務 |
| --- | --- | --- |
| 1-（21） | 母子・父子福祉センター | 母子及び父子の相談を行う職員 |
| 1-（22） | 介護保険施設（介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院） | 生活相談員 |
| 支援相談員 |
| 介護支援専門員 |
| 指定介護療養型医療施設 | 介護支援専門員 |
| 生活相談員 |
| 1-（23） | 地域包括支援センター | 包括的支援事業に係る業務を行う職員 |
| 1-（24） | 障害者支援施設 | 生活支援員 |
| 就労支援員 |
| サービス管理責任者 |
| 1-（25） | 地域活動支援センター | 指導員 |
| 1-（26） | 福祉ホーム | 管理人 |
| 1-（27） | 障害福祉サービス事業 | 生活支援員 |
| 就労支援員 |
| サービス管理責任者 |
| 就労定着支援員 |
| 地域生活支援員 |
| 1-（28） | 一般相談支援事業を行う施設 | 相談支援専門員 |
| 1-（29） | 特定相談支援事業を行う施設 | 相談支援専門員 |

２　施設及び当該施設において福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の範囲

| 区分 | 施設種別等 | 職種又は業務 |
| --- | --- | --- |
| 2-（1） | 生活保護法に規定する授産施設 | 指導員 |
| 宿所提供施設 |
| 2-（2） | 児童福祉法に規定する乳児院 | 児童指導員 |
| 保育士 |
| 個別対応職員 |
| 家庭支援専門相談員 |
| 里親支援専門相談員 |
| 2-（3） | 老人福祉法に規定する有料老人ホーム | 生活相談員 |
| 2-（4） | 指定特定施設入居者生活介護施設 | 生活相談員及び計画作成担当者 |
| 指定地域密着型特定施設入居者生活介護施設 |
| 指定介護予防特定施設入居者生活介護施設 |
| 2-（5） | 身体障害者更生援護施設 | 生活支援員 |
| 身体障碍者福祉工場 | 指導員 |
| 2-（6） | 精神障害者社会復帰施設 | 精神保健福祉士 |
| 精神障害者社会復帰指導員 |
| 管理人 |
| 2-（7） | 知的障害者援護施設 | 生活支援員 |
| 2-（8） | 高齢者総合相談センター | 相談援助業務を行っている相談員 |
| 2-（9） | 隣保館 | 相談援助業務を行っている指導職員 |
| 2-（10） | 都道府県社会福祉協議会 | 日常生活自立支援事業を行っている専門員 |
| 2-（11） | 市(特別区を含む。)町村社会福祉協議会 | 福祉活動専門員その他相談援助業務(主として高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、児童その他の要援護者に対するものに限る。)を行っている職員 |
| 2-（12） | 改正前の障害者自立支援法に規定する児童デイサービス事業を行っている施設 | 相談援助業務を行っている職員 |
| 2-（13） | 児童福祉法に基づく指定発達支援医療機関 | 児童指導員保育士 |
| 2-（14） | 知的障害者総合施設のぞみの園 | 相談援助業務を行っている指導員およびケース・ワーカー |
| 2-（15） | 知的障害者福祉工場設置運営要綱に基づく知的障害者福祉工場 | 相談援助業務を行っている指導員 |
| 2-（16） | 刑事施設、少年院及び少年鑑別所 | 刑務官、法務教官、法務技官(心理)及び福祉専門官 |
| 2-（17） | 更生保護法に規定する地方更生保護委員会 | 保護観察官 |
| 保護観察所 |
| 2-（18） | 更生保護事業法施行規則に規定する更生保護施設 | 補導主任 |
| 補導員 |
| 2-（19） | 労働者災害補償保険法に基づき設置された労災特別介護施設 | 相談援助業務を行っている指導員 |
| 2-（20） | 心身障害児総合通園センター設置運営要綱に基づく心身障害児総合通園センター | 相談援助業務を行っている職員 |
| 2-（21） | 児童福祉法に規定する児童自立生活援助事業を行っている施設 | 相談援助業務を行っている指導員 |
| 2-（22） | 子育て短期支援事業を行っている | 児童養護施設 | 相談援助業務を行っている職員 |
| 母子生活支援施設 |
| 乳児院 |
| 保育所等 |
| 2-（23） | 母子家庭等就業・自立支援センター事業 | 相談援助業務を行っている相談員 |
| 一般市等就業・自立支援事業を行っている施設 |
| 2-（24） | 地域子育て支援拠点事業を行っている施設 | 相談援助業務を行っている職員 |
| 2-（25） | 利用者支援事業実施要綱に定める「利用者支援事業」を行っている施設 | 相談援助業務を行っている職員 |
| 2-（26） | 「母子・父子自立支援プログラク策定事業」を行っている施設 | 母子・父子自立支援プログラム策定員 |
| 2-（27） | ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口強化事業実施要綱に基づく就業支援専門員配置等事業を行っている施設 | 就業支援専門員 |
| 2-（28） | 重症心身障害児(者)通園事業を行っている施設 | 児童指導員 |
| 保育士 |
| 2-（29） | 点字図書館及び聴覚障害者情報提供施設 | 相談援助業務を行っている職員 |
| 2-（30） | 障害者総合支援法に規定する共同生活介護を行う施設 | 相談援助業務を行っている職員 |
| 2-（31） | 障害者総合支援法に規定する短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活援助を行う施設 | 相談援助業務を行っている職員 |
| 2-（32） | 知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設及び肢体不自由児施設 | 児童指導員 |
| 保育士 |
| 2-（33） | 重症心身障害児施設 | 児童指導員 |
| 保育士 |
| 心理指導を担当する職員 |
| 2-（34） | 廃止前の障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業 | 相談支援専門員 |
| 2-（35） | 地域生活支援事業実施要綱に基づく「身体障害者自立支援」を行っている施設 | 相談援助業務を行っている職員 |
| 2-（36） | 地域生活支援事業実施要綱に基づく「日中一時支援」「障害者相談支援事業」「障害児等療育支援事業」を行っている施設 | 相談援助業務を行っている職員 |
| 2-（37） | 精神障害者地域移行支援特別対策事業を行っている施設 | 地域体制整備コーディネーター |
| 地域移行推進員 |
| 2-（38） | 精神障害者地域移行・地域定着支援事業を行っている施設 | 地域体制整備コーディネーター |
| 地域移行推進員 |
| 2-（39） | 精神障害者アウトリーチ推進事業を行っている施設 | 相談援助業務を行っている職員 |
| 2-（40） | 地域移行・地域生活支援事業実施要綱に基づく「アウトリーチ事業」を行っている施設 | 相談援助業務を行っている職員 |
| 2-（41） | 指定居宅サービス（指定通所介護）施設 | 生活相談員 |
| 基準該当居宅サービス（通所介護）施設 |
| 指定地域密着型サービス(地域密着型通所介護)施設 |
| 指定介護予防サービス(指定介護予防通所介護)施設 |
| 基準該当介護予防サービス(介護予防通所介護)施設 |
| 指定短期入所生活介護施設 |
| 基準該当居宅サービス(短期入所生活介護)施設 |
| 指定介護予防短期入所生活介護 |
| 基準該当介護予防サービス(介護予防短期入所生活介護)施設 |
| 第一号通所事業を行う施設 |
| 2-（42） | 指定通所リハビリテーション施設 | 支援相談員 |
| 指定介護予防通所リハビリテーション施設 |
| 指定短期入所療養介護施設 |
| 指定介護予防短期入所療養介護施設 |
| 2-（43） | 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う施設 | オペレーター |
| 2-（44） | 指定夜間対応型訪問介護を行う施設 | オペレーションセンター従業者 |
| 2-（45） | 指定認知症対応型通所介護を行う施設 | 生活相談員 |
| 指定介護予防認知症対応型通所介護を行う施設 |
| 2-（46） | 指定小規模多機能型居宅介護を行う施設 | 介護支援専門員 |
| 指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行う施設 |
| 指定認知症対応型共同生活介護を行う施設 |
| 指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行う施設 |
| 指定複合型サービスを行う施設を行う施設 |
| 2-（47） | 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う施設 | 生活相談員 |
| 介護支援専門員 |
| 2-（48） | 居宅介護支援事業を行っている事業所 | 介護支援専門員 |
| 2-（49） | 介護予防支援事業所 | 担当職員 |
| 第一号介護予防支援事業を行っている事業所 |
| 2-（50） | 生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）運営事業を行っている生活支援ハウス | 生活援助員 |
| 2-（51） | 高齢者の安心な住まいの確保に資する事業を行っている高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）、多くの高齢者が居住する集合住宅等 | 相談援助業務を行っている生活援助員 |
| 2-（52） | 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅 | 相談援助業務を行っている職員 |
| 2-（53） | 地域福祉センター | 相談援助業務を行っている職員 |
| 2-（54） | 自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領に規定する就労支援事業を行っている事業所 | 就労支援員 |
| 2-（55） | ひきこもり対策推進事業実施要領に基づくひきこもり地域支援センター | ひきこもり支援コーディネーター |
| 2-（56） | 地域生活定着促進事業実施要領に基づく地域生活定着支援センター | 相談援助業務を行っている職員 |
| 2-（57） | 社会的包摂・「絆」再生事業実施要領に基づくホームレス総合相談推進業務を行っている事業所 | 相談援助業務を行っている相談員 |
| 2-（58） | 社会的包摂・「絆」再生事業実施要領に基づくホームレス自立支援センター | 生活相談指導員 |
| 2-（59） | 東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所 | 相談援助業務を行っている職員 |
| 2-（60） | 熊本地震の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所 | 相談援助業務を行っている職員 |
| 2-（61） | 自立相談支援モデル事業運営要領に基づく自立相談支援機関 | 主任相談支援員相談支援員就労支援員家計相談支援員 |
| 家計相談支援モデル事業運営要領に規定する家計相談支援モデル事業を行っている事業所 |
| 2-（62） | 生活困窮者自立支援法に規定する自立相談支援事業を行っている自立相談支援機関 | 主任相談支援員相談支援員就労支援相談員家計相談支援員 |
| 生活困窮者自立支援法に規定する家計相談支援事業を行っている事業所 |
| 2-（63） | 生活保護法に規定する被保護者就労支援事業を行っている事業所 | 就労支援員 |
| 2-（64） | 発達障害者支援センター | 相談支援を担当する職員 |
| 就労支援を担当する職員 |
| 2-（65） | 障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する広域障害者職業センター | 障害者職業カウンセラー |
| 2-（66） | 障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する地域障害者職業センター | 障害者職業カウンセラー |
| 職場適応援助者 |
| 2-（67） | 障害者雇用納付金制度に基づく第１号職場適応援助者助成金受給資格認定法人 | 第１号職場適応援助者養成研修を修了した職員でジョブコーチ支援を行っている者 |
| 2-（68） | 改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する障害者雇用支援センター | 雇用の促進等に関する法律第２８条第１号、第２号及び第７号に規定する業務を行う職員 |
| 2-（69） | 雇用保険二事業助成金制度に基づく障害者雇用安定助成金のうち訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人 | 訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員でジョブコーチ支援を行っている者 |
| 2-（70） | 障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する障害者就業・生活支援センター | 主任就業支援担当者 |
| 就業支援担当者 |
| 生活支援担当職員 |
| 2-（71） | 職業安定法に規定する公共職業安定所  | 精神障害者雇用トータルサポーター、 |
| 発達障害者雇用トータルサポーター |
| 2-（72） | スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領に基づく教育機関 | スクールソーシャルワーカー |
| 2-（73） | 上記に定める以外の施設で福祉に関する相談援助を行う施設として厚生労働大臣が個別に認めた施設 | 福祉に関する相談援助業務を行っている相談員 |

別添２

介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等

1　介護等の業務の範囲

| 区分 | 施設種別等 | 施設又は業務 |
| --- | --- | --- |
| 1-（1） | 障害児通所支援事業を行う施設、児童発達支援センター及び障害児入所施設（旧法の知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設含む） | 入所者の保護に直接従事する職員(児童指導員、職業指導員、心理指導担当職員、作業療法士、理学療法士、聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員並びに医師、看護師その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く。) |
| 1-（2） | 旧身体障害者福祉法に規定する身体障害者更生施設 | 主たる業務が介護等であるもの |
| 旧身体障害者福祉法に規定する身体障害者療護施設及び身体障害者授産施設 |
| 障害者総合支援法に規定する地域活動支援センター又は障害者支援施設 |
| 1-（3） | 生活保護法に規定する救護施設及び更生施設 | 介護職員 |
| 1-（4） | 老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター | 介護職員 |
| 老人短期入所施設及び特別養護老人ホーム |
| 1-（5） | 障害福祉サービス事業のうち共同生活介護を行う事業者 | 主たる業務が介護等の業務である者 |
| 1-（6） | 障害福祉サービス事業のうち居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、重度障害者等包括支援若しくは共同生活援助又は療養介護を行う事業者 | 主たる業務が介護等の業務である者 |
| 1-（7） | 児童デイサービスを行っている事業所 | 主たる業務が介護等の業務である者 |
| 1-（8） | 指定訪問介護 | 訪問介護員等 |
| 指定介護予防訪問介護又は第一号訪問事業 |
| 1-（9） | 指定通所介護若しくは指定介護予防通所介護若しくは指定短期入所生活介護若しくは指定介護予防短期入所生活介護又は第一号通所事業を行う施設 | 介護職員 |
| 1-（10） | 指定訪問入浴介護又は指定介護予防訪問入浴介護 | 介護職員 |
| 1-（11） | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 訪問介護員等 |
| 1-（12） | 指定夜間対応型訪問介護 | 訪問介護員 |
| 1-（13） | 指定認知症対応型通所介護又は指定介護予防認知症対応型通所介護を行う施設 | 介護職員 |
| 1-（14） | 指定小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行う施設 | 介護従業者 |
| 1-（15） | 指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護 | 介護従業者 |
| 1-（16） | 指定複合型サービス | 介護従業者 |
| 1-（17） | 指定通所リハビリテーション若しくは指定介護予防通所リハビリテーション又は指定短期入所療養介護若しくは指定介護予防短期入所療養介護を行う施設 | 介護職員 |
| 1-（18） | 指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設 | 介護職員 |
| 1-（19） | 指定介護老人保健施設又は指定地域密着型介護老人保健施設 | 介護職員 |
| 1-（20） | 養護老人ホーム。軽費老人ホーム及び有料老人ホーム並びに介護老人保健施設 | 入所者のうちに身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者を含むものの職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者 |
| 1-（21） | サービス付き高齢者向け住宅 | 主たる業務が介護等の業務である者 |
| 1-（22） | 指定介護療養型医療施設の病棟又は診療所 | 主たる業務が介護等の業務である者 |
| 1-（23） | 介護医療院における介護職員等 | 主たる業務が介護等の業務である者 |
| 1-（24） | 老人医科診療報酬点数表において定められた病棟等のうち介護力を強化したもの | 看護の補助の業務に従事する者で主たる業務が介護等の業務である者 |
| 1-（25） | 病院又は診療所 | 主たる業務が介護等の業務であるもの |
| 1-（26） | ハンセン病療養所 | 主たる業務が介護等の業務であるもの |
| 1-（27） | 個人の家庭において就業する家政婦 | 主たる業務が介護等の業務であるもの |
| 1-（28） | 労災特別介護施設 | 介護職員 |
| 1-（29） | 重症心身障害児(者)通園事業実施要綱に基づく「重症心身障害児(者)通園事業」を行っている施設 | 入所者の保護に直接従事する職員 |
| 1-（30） | 在宅重度障害者通所援護事業実施要綱に基づく「在宅重度障害者通所援護事業」を行っている施設 | 主たる業務が介護等の業務である者 |
| 1-（31） | 知的障害者通所援護事業実施要綱に基づく「知的障害者通所援護事業」を行っている施設 | 主たる業務が介護等の業務である者 |
| 1-（32） | 地域生活支援事業実施要綱に基づく「身体障害者自立支援」｛生活サポート｝を行っている施設 | 主たる業務が介護等の業務である者 |
| 1-（33） | 「移動支援」「日中一時支援」を行っている施設又は「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」を行っている施設 | 主たる業務が介護等の業務である者及び「訪問入浴サービス」の介護職員 |
| 1-（34） | 地域福祉センター設置運営要綱に基づく地域福祉センターの職員 | 主たる業務が介護等の業務である者 |
| 1-（35） | 原子爆弾被爆者養護ホーム | 介護職員 |
| 1-（36） | 原子爆弾被爆者デイサービス事業」又は「原子爆弾被爆者養護ホームにおける原子爆弾被爆者ショートステイ事業を行っている施設 | 介護職員 |
| 1-（37） | 原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業運営要綱に基づく「原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業」 | 原爆被爆者家庭奉仕員 |
| 1-（38） | 介護等の便宜を供する事業を行う者に使用される者 | 主たる業務が介護等の業務である者 |